

北海道森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：平成30年7月6日)

（※）本表は、本掲載日：平成30年7月6日現在のもので、掲載内容が変更となる場合があります。

開催日及び場所			平成30年6月22日（金曜日）第2会議室			
委員			大滝 裕子（大滝裕子税理士・行政書士事務所） 増谷 康博（朝倉・木下・増谷法律事務所） 辻 芳晃（辻公認会計士事務所）			
審議対象期間			平成30年1月1日～平成30年3月31日			
審議対象案件			120件 うち、1者応札案件32件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件			
抽出案件			16件 うち、1者応札案件6件 （抽出率13.3%）（抽出率18.8%） 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件 （抽出率100%）			
抽出案件内訳	工事	一般競争		4件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		指名競争	公募型指名競争		該当なし	
			工事希望型競争		該当なし	
			その他の指名競争		該当なし	
		随意契約		0件		
	業務	一般競争		4件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件		
		指名競争	公募型競争		該当なし	
			簡易公募型競争		該当なし	
			その他の指名競争		該当なし	
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし	
			簡易公募型プロポーザル		該当なし	
			標準型プロポーザル		該当なし	
			その他の随意契約		0件	

物品・役務等	一 般 競 争	7 件 うち、1 者応札案件 5 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
	指 名 競 争	該当なし
	随意契約（企画競争・公募）	該当なし
	随意契約（その他）	1 件
(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	1 治山工事の抽出事案（AZ 1）について、随意契約とした理由を説明されたい。 また、随意契約の際は森林管理局で事業者の選定を行うのか、それとも、入札に参加した事業者となるのか。	1 予決令99条の 2（不落・不調随意契約）に基づき実施したものであり、事業の緊急性、工事期間の確保等から不落随契とした。 また、入札に参加するにあたっては、事前に競争参加資格の確認を行っており、入札に参加していない他者は、ランク及び同種の実績等の確認を行っていないため、今回の物件においては、不落随契の対象者としていない。
	2 林道除雪の賃貸借契約（F 1、F2、F3、F4）について、 1 者応札、また、落札率も高い状況が見受けられるが、何か理由はあるか。	2 冬季において、除雪業務を行える事業者は、他の機関の除雪業務との兼ね合いで、限られた事業者になってしまうと思われる。 また、予定価格積算に係る資料等は公表されており、概ねの価格が把握できることから、比較的高い落札率になったものと推測される。
	3 工事に対しコンサル業務の 応札者は多いのか。	3 コンサル業務に携わる会社数が工事に対し多く、応札者が多くなっていると思われる。
	4 コンサル業務では人件費（技術料）の占める割合が多いと思うが、単価は公表されているのか。	4 技術士等の区分毎に決まっており、公表されている。
	5 物品・役務（AA1）の入札筆記書で応札者 4 者のうち、 1 者だけ技術評価点及び評価値の記載がないのはなぜか。 また、同じ会社であっても	5 開札をした段階で予定価格を超過した場合は、その時点で落札者とならないことから、共に表示されない。 技術評価点は、事業者から提

	技術評価点は、その都度変わるものか。 また、評価値の算出方法について説明されたい。 6 物品・役務の抽出事案（FZ1）について、随意契約とした理由を説明されたい。 また、契約者の選定方法について説明されたい。 7 入札に参加する際は、地域による制限はあるのか。 8 公益法人は、一般競争入札に参加は可能か。 また、参加可能であれば競合する場合もあるのか。	案される内容を評価し点数化しているものであり、契約毎に変わる場合もある。 公共工事及び造林・素材生産業務における評価値は、「評価点÷入札価格」により算出。 調査、測量及び設計業務における評価値は、「技術点＋価格点」により算出。 6 慈善のため設立した福祉施設からの物件を買い入れるため、「予算決算及び会計令第99条第16号の2」の条項を適用し随契約とした。 また、選定にあたっては福祉施設の協議会に照会したところ、調達予定物品を取り扱っている契約者を紹介され選定したところである。 7 ない。 8 全省統一資格を有していれば参加可能であり、競合する可能性もある。
委員会による意見の具申又は勧告内容 〔これらに対し部局長が講じた措置〕	今回の審議案件については、適切に行われていたと判断する。	

事務局：北海道森林管理局総務企画部業務調整課

（注1） 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

（注2） 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

北海道森林管理局入札等監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	平成30年6月22日（金曜日） 第2会議室			
委員	大 滝 裕 子 （大滝裕子税理士・行政書士事務所） 増 谷 康 博 （朝倉・木下・増谷法律事務所） 辻 芳 晃 （辻公認会計士事務所）			
再苦情申立概要	申立日	件 名	契約方式	契約月日
	該当なし			
委員からの意見 ・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容				